

令和5年第3回にかほ市議会定例会会議録（第6号）

1、本日の出席議員（15名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
8番	齋藤進	9番	佐々木平嗣
10番	小川正文	11番	佐々木孝二
12番	佐藤直哉	13番	佐々木春男
14番	佐々木敏春	15番	森鉄也
16番	伊藤竹文		

1、本日の欠席議員（0名）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	阿部和久	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
総務部長 （危機管理監）	佐々木俊孝	企画調整部長 （地方創生政策監）	佐藤喜仁
市民福祉部長	須田美奈	農林水産部長	池田智成
建設部長	原田浩一	商工観光部長	齋藤和幸
教育次長	畠山真姫子	消防長	阿部光弥
会計管理者	土門好子	総務課長	齋藤邦
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀
健康推進課課長待遇	佐藤さおり		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

令和5年3月20日（月曜日）午前10時開議

第1 議会運営委員会委員の選任

第2 議案第37号 監査委員の選任について

第3 議案第38号 令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について

- 第4 議案第4号 にかほ市個人情報保護法施行条例制定について
- 第5 議案第5号 にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第6号 にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第7号 にかほ市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第8号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第9号 にかほ市公契約基本条例制定について
- 第10 議案第10号 にかほ市公共施設等総合管理基金条例制定について
- 第11 議案第11号 にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第12号 にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第13号 にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第14号 にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第15号 にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第16号 にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第17号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第18号 にかほ市斎場条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第19号 にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第20号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第21号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第22 議案第22号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第23 議案第23号 令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第15号）について
- 第24 議案第24号 令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 第25 議案第25号 令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第26 議案第26号 令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第27 議案第27号 令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第28 議案第28号 令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第29 議案第29号 令和5年度にかほ市一般会計予算について
- 第30 議案第30号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第31 議案第31号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について

- 第32 議案第32号 令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第33 議案第33号 令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第34 議案第34号 令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第35 議案第35号 令和5年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第36 陳情第1号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書
- 第37 陳情第2号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書
- 第38 陳情第4号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第39 陳情第5号 最低賃金の改善にあたり「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第40 陳情第12号 学校部活動の地域移行に関する陳情書（継続審査）
- 第41 議提第1号 特定商取引法の抜本的改正を求める意見書
- 第42 議提第2号 最低賃金の改善を求める意見書
- 第43 議提第3号 にかほ市議会の個人情報保護に関する条例制定について
- 第44 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号と同じ

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

初めに、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、私の方から追加での報告をさせていただきたいと思っております。

内容につきましては、羽後交通の小砂川線の廃止についてであります。

昨年12月に羽後交通株式会社から市に対して、小砂川線を廃止したい旨の申し出がありました。羽後交通からは、小砂川線については、にかほ市から協力をいただくと同時に、路線維持のため、

自社でも赤字分を負担しつつ人件費の削減、管理部門の縮小等、経費削減に向けて精一杯の方策を講じてきましたが、少子高齢化や人口減少及びマイカー普及等の影響による乗客の減少が続き、さらにコロナ禍による外出回数の減少なども収支の悪化に追い打ちをかけ、経営環境はますます厳しさを増しており、今後の需要見込みにおいても改善の要素を見いだすことは難しく、今般やむなく令和5年9月末で路線を廃止したいとのことであります。

市では、今回の廃止に関する申し出は急なことであり、また、地域住民にとって通勤や通学の手段にもなっている必要不可欠な路線であり、代替交通手段の検討や住民への説明等の準備に期間を要することから、廃止時期の延期についてお願いをしてまいりました。

2月2日、羽後交通より、代替交通等の準備期間や、にかほ市から多大な補助を受け路線を維持していることを鑑み、廃止時期を令和5年11月末まで延期したいとの回答があり、市では、経営状況及び人員不足等が逼迫していることも踏まえ、2月10日付で承諾したところであります。

なお、正式な廃線手続については、にかほ市地域公共交通活性化協議会の承認が必要となりますので、今後は、にかほ市地域公共交通計画に基づき関係団体と協議をしながら、具体的な代替手段の検討を行うとともに、地域住民へ説明してまいりたいと考えております。

小砂川線が廃止になりますが、公共交通が空白となる地域については、地域の実情に合わせた持続可能な代替交通の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 本日、議案第37号監査委員の選任について及び議案第38号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてが追加提案されております。これを本日の議事日程に含めておりますので、ご確認願います。

ただいまの件について、本日午前9時15分より議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。15番森鉄也議会運営委員長。

【議会運営副委員長（15番森鉄也君）登壇】

●議会運営委員長（森鉄也君） 改めまして、おはようございます。

本日9時15分から議会運営委員会を開催し、本日提出されました追加議案について協議いたしましたので報告いたします。

お手元に配付の追加議案綴りをご覧ください。

追加議案は、議案第37号監査委員の選任について及び議案第38号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての2件でございます。

追加議案については、最初に提案理由の説明を行い、各委員会に付託された議案の討論、採決の後、議案番号順に質疑、討論、採決を行うことに決定しました。質疑は通告なしでも受け付けることといたします。

なお、議案第37号は人事案件ですので、申し合わせにより討論を省略し、無記名投票により採決を行うことといたします。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。本日提案されている議案第37号及び議案第38号について、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号及び議案第38号については、そのように決定します。

日程第1、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

菊地衛議員の御逝去により、現在1人欠員となっている議会運営委員会委員の選任について、委員会条例第8条第1項の規定により、8番齋藤進議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、8番齋藤進議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

日程第2、議案第37号監査委員の選任について及び日程第3、議案第38号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、本日追加させていただいております議案の要旨についてご説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、議案第37号監査委員の選任についてであります。

地方自治法に基づく議員のうちから選任する監査委員として、さきに逝去された菊地衛議員の後任に森鉄也議員を選任することにつきまして、議会の同意を得ようとするものであります。

次に、議案第38号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ6,285万4,000円を追加し、総額をそれぞれ160億5,285万4,000円とするものであります。

補正の内容は、新年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業費を追加しようとするものであります。

歳入では、14款1項国庫負担金に2,143万9,000円、2項の国庫補助金に4,141万5,000円を計上しております。

歳出では、4款衛生費1項3目成人保健事業費に合わせて6,285万4,000円を計上しております。

主な内容としては、事務に従事する会計年度任用職員の人件費、集団接種に執務される医師や看護師等への謝礼、外部事業者への業務委託料としては、予約相談に係るコールセンター業務、集団接種会場の警備誘導業務、医療機関での個別接種業務、送迎用バスの運行業務などの費用を計上しております。

以上、議案の要旨をご説明させていただきます。補足説明につきましては担当の部課長が行いますので、よろしくお願いいたします。

●議長（宮崎信一君） 次に、担当部長から主な事項について補足説明を行います。

初めに、議案第37号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、議案第37号の補足説明といたしまして、監査委員の任期について申し上げます。

地方自治法により、議員のうちから選出される監査委員の任期につきましては、議員の任期によることとされておりますので、議決の日から令和8年4月30日までとなります。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第38号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、議案第38号について補足説明いたします。

この補正は、今般、国より令和5年度の新型コロナワクチン接種について、接種体制、実施についての詳細が示されたことから、その実施に当たり予算化するものであります。

令和5年3月31日までとなっていた特例臨時接種の期間が令和6年3月31日まで延長され、令和5年度は自己負担なくワクチン接種を受けることができます。

接種スケジュールとしては、追加接種可能な全ての年齢の方を対象に、秋から冬に1回行い、重症化リスクが高い方には、春から夏に前倒しでさらに1回接種を行うものです。令和5年春開始接種は、初回接種を終了した65歳以上の高齢者、64歳以下の基礎疾患を有する者、医療従事者等が対象となります。

事業実施については、特例臨時接種期間の令和6年3月31日までですが、9月以降のワクチン接種体制については、今後、国からさらに詳細が示されていくものと思われるため、5年度に入ってから改めて補正計上することとし、今回の補正については、春開始接種実施に向けた経費を計上するものです。今後、市内医療機関と協議し、春開始接種の具体的な接種計画を立てていく予定としております。

補正予算書の7ページをお開きください。

初めに歳出です。

4款1項3目成人保健事業費に総額6,285億4,000円を補正するものです。1節報酬451万1,000円は、予防接種健康被害調査委員会委員報酬5万円と、会計年度任用職員報酬として446万1,000円、3節職員手当等には、休日接種等に係る時間外勤務手当400万円と、会計年度任用職員の期末手当46万6,000円を計上しています。7節報償費は、接種体制検討会議の執務謝礼及び集団接種に係る医療従事者への執務謝礼1,440万4,000円です。8節旅費には、会計年度職員の勤務手当として39万円です。10節需用費、消耗品は、集団接種会場の事務用品として60万円、印刷製本費124万5,000円は、広報折り込みチラシ等経費、医療薬剤費として28万円を計上しております。11節役務費は、接種券発送などの通信運搬として46万2,000円、手数料27万円は、住所地外での接種の場合、国保連合会からの請求となるために生じる経費となっております。保険料につきましては、接種業務従事者が加入する傷害総合保険・賠償保険100万円を計上しております。12節委託料には、予約相談業務委託と

してコールセンターの開設、ウェブ予約システム、集団接種会場の警備誘導業務の委託料のほか、個別医療機関での接種委託料、送迎用バス、システム改修、集団接種会場設営などの委託料、合わせて3,223万9,000円を計上しております。13節使用料及び賃借料には、医師送迎用自動車借上料として5万円、コピー機リース料、車椅子・歩行器のレンタル料などの経費として285万7,000円です。18節負担金補助及び交付金8万円は、健康被害救済給付金1件相当分を計上するものです。

6ページにお戻りください。

歳入については、14款1項2目1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金2,143万9,000円と、14款2項3目1節保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,141万5,000円となり、国庫10分の10、合わせて6,285万4,000円となります。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時15分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（14名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	5番	齋藤雄史
6番	齋藤聡	8番	齋藤進
9番	佐々木平嗣	10番	小川正文
11番	佐々木孝二	12番	佐藤直哉
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	森鉄也	16番	伊藤竹文

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	阿部和久	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
総務部長 （危機管理監）	佐々木俊孝	企画調整部長 （地方創生政策監）	佐藤喜仁
市民福祉部長	須田美奈	農林水産部長	池田智成
建設部長	原田浩一	商工観光部長	齋藤和幸
教育次長	畠山真姫子	消防長	阿部光弥
会計管理者	土門好子	総務課長	齋藤邦
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀
健康推進課課長待遇	佐藤さおり		

.....

午前10時17分 開 議

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

おはようございます。ただいま出席している委員は14名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会の会議を開きます。

これから各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。14番佐々木敏春総務小委員長。

【総務小委員長（14番佐々木敏春君）登壇】

●総務小委員長（佐々木敏春進君） それでは、令和5年3月9日、当小委員会に付託された事件につきまして、審査を終了していますので報告いたします。

議案第23号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第15号）についての所管に関する事項について、全員の賛成で可決と決しています。

議案第29号令和5年度にかほ市一般会計予算についての所管に関する事項について、賛成多数で可決と決しています。

審査の主な内容を報告いたします。

初めに、総務課関係です。

議案第23号について、生活バス路線運行費補助金、小砂川線の市単独補助分に関連して、事業者側から撤退等の話はないのかとの質問に対して、本年2月2日付で羽後交通株式会社から、小砂川線については11月末をもって廃止する旨の通知を受けており、現在、対応策について協議検討中との答弁であります。また、今回の予算には、これに係る予算の計上はしていないとのことあります。

議案第29号です。地域活性化企業人制度、総務省の企業人材派遣制度に、企業の社員を一定期間受け入れ、ノウハウを生かしながらDX業務に従事してもらうとあるが、どのようなものかとの質問に対し、民間企業人のノウハウを生かし、地域活性化に取り組んでもらう制度で、市では令和5年度の1年間を計画しており、DXの実用化に向けた取り組み、具体的にはLINEを活用した行政DXツール導入に取り組んでもらうとの答弁であります。

次に、税務課関係です。

議案第23号について、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金の増額について、交付の状況と昨年度の比較で質問がありました。

配当割交付金は、令和3年度決算額807万2,000円で、今年度とほぼ同額。株式等譲渡所得割交付金は、令和3年度決算額113万7,000円に比較し、今年度は100万円減少したとの答弁であります。

議案第29号です。人口・法人数ともに減少している中で、税額は伸びているが、どのような基準で算定をしたのかとの質問です。

給与所得は、令和4年度比で1%程度の増加を見込んでいる。営業所得については、コロナからの回復が見られるので、2%ほどの増加を見込んでおり、農業所得については、出荷量が14%ほど減少するとの情報をもとに、12%減を見込んでいます。これらを総合して算定したもののだが、給与所得分の増加が大きかったため増額となっているものとの答弁であります。

次に、防災課関係です。

議案第23号について、防災行政無線強靱化事業のメールシステム更新業務委託の詳細について質問がありました。

メールシステムについては、これまで10年前の設備によりメールサーバーなどからなるシステムで運用していたが、老朽化により更新することで、今後はサーバーを用いず、クラウドシステムによる運用になるとの答弁であります。これに併せ、LINEへの対応も追加になるとのことです。

議案第29号です。備蓄品の期限が切れたものの処分についての質問であります。

備蓄品は5年期限のものが多いが、期限が近くなったものをイベントや出前講座で配布したり、社会福祉協議会やフードドライブなどにも出したりしているとの答弁であります。

廃棄が生じないよう、有効活用を図ってほしいとの意見が添えられております。

個別避難計画策定は今のところ任意になっており、県内では2自治体で作られているようだが、当市はどのような検討がなされているのかとの質問であります。

個別計画は福祉課所管となっており、防災予算にある要支援者名簿システムについては、福祉課でも使えて連携できるようになっているものであるが、進捗等について防災課では把握できていないとの答弁であります。

総合政策課関係です。

議案第23号について、若者支援住宅は現在ストップしている状態だが、資材高騰など現在の状況が続く中で再開のめどについての質問であります。

財政負担が大きいということで一旦停止とさせてもらっているが、国・県の補助金や交付金などを活用して財源を確保した上で進めていくため、現在協議を行っており、事業費が増加しても交付金が活用でき、財源確保が見通せる段階で進めたいとの答弁です。

若者100人会議の報償費が実績により減額になっているが、どのような状況なのかとの質問です。

現在の在籍者数は51名で、月2回の開催に毎回約30名程度が参加している。予算化は参加40人を見込んでいることから、減額になったものとの答弁であります。

議案第29号です。現在、旧上浜小はコワーキングスペースとして活用しているが、今後、企業が入居するとなった場合、条件化をして企業支援センターにするなど、将来的に何か考えているのかとの質問であります。

現在は営業事業者に無料で貸与し、運営していただいているが、将来、支援センターにすることも含めて、今後検討していきたいとの答弁であります。

齋藤進議員から当小委員会に対しまして、議案第29号の総合政策課関係について委員会質疑通告書が提出されていますので、質疑通告書並びに答弁書の内容について報告いたします。

質問は、議案第29号令和5年度にかほ市一般会計予算書54ページ、2款総務費1項総務管理費11目交流促進事業費18節負担金補助及び交付金の自治会等地域活動補助金80万8,000円についてであります。

①自治会等地域活動補助金についての内訳、内容、効果について。

②自治会が自由にコミュニティづくりに使える交付金制度の創設は考えられないか。

以上の2点の質問であります。

これに対する答弁の内容でございます。

①自治会等地域活動補助金について、その概要ですが、合併時の小学校区8地区ごとに市内101の自治会、町内会等の代表で構成する会長会、あるいは総代会が組織されている。さらに、この八つの組織の正副会長といった代表者で構成する、仁賀保、金浦、象潟、三つの地区ごとの会長会も組織されており、この3地域の会長会組織の活動に対する補助金、三つの連合会組織を補助対象としているが、自治会等地域活動補助金であります。

補助の目的は、各連合会による地域づくり事業や活動に対して、それぞれの連合会に属する自治会等の数に8,000円を掛け合わせた額が補助金の上限額となり、80万8,000円の措置を予定している。

実績としては、活動保険の料金や視察研修、事務運営費に充てており、令和元年度では、仁賀保25万6,000円、象潟44万8,000円、令和2年度には、仁賀保25万6,000円、象潟39万6,000円、令和3年度では、仁賀保8万2,000円、象潟39万7,000円となっている。

効果については、連合会による事業・活動が安心してそれぞれの自治会等の活動ができるように、あるいは連帯や地域力の高まり、機運の醸成につながっているということでもあります。

②の新たな交付金制度についてであります。コミュニティを増進する活動に対する補助金は、既存の補助制度としてマイタウン補助金があります。自治会に限らず、任意の団体、実行委員会等のコミュニティ増進が図られる事業も補助対象事業とされますので、こうした補助制度の活用をいただきたいと思っておりますので、新たな制度の創設は考えていないという答弁でございます。

なお、こうした活用が促進されるよう、今後さらにPRに努めたいとしております。

以上が答弁書の内容でございます。

以上、報告とします。終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 委員長の報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。12番佐藤直哉教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（12番佐藤直哉君）登壇】

●教育民生小委員長（佐藤直哉君） 去る3月9日に当小委員会に付託となりました事件につきまして、審査の結果をご報告いたします。

議案第23号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第15号）についての所管に関する事項、議案

第29号令和5年度にかほ市一般会計予算についての所管に関する事項の議案2件につきましては、いずれも全員の賛成により可決と決しております。

審査の経過につきまして若干ご報告いたします。

初めに、議案第23号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第15号）について、所管部分のうち、教育委員会教育総務課関係についてでございます。

歳出10款1項3目教育助成費17節備品購入費の増額は、市が所有する6台のバスに車内置き去り防止システムを購入し、設置するものです。これは、国の二次補正によるもので、全額が繰越明許となって令和5年度に予算執行する予定とのことです。

続いて、学校教育課関係についてでございます。

歳入20款4項5目学校給食費納付金の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学年閉鎖・学級閉鎖による給食実施日数が減少したことによる補正で、買い取りが必要となった食材は、閉鎖とならなかった学年や学校間で調整し、食品ロスとならないようにしているとの説明でした。

続いて、市民福祉部子育て支援課関係についてでございます。

歳出3款2項1目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金のうち、保育対策総合支援事業費補助金の増額は、保育園、認定こども園における送迎用バス7台への安全装置取り付けに対する補助金で、国10分の10補助とのことであります。

次に、議案第29号令和5年度にかほ市一般会計予算について、所管部分のうち、教育委員会、白瀬南極探検隊記念館関係についてでございます。

歳出10款4項9目白瀬南極探検隊記念館管理費12節委託料のうち、オーロラドームリニューアル事業は、最新のオーロラ映像を使って動画コンテンツを作成するための委託料で、映像は国立極地研究所などから協力いただく予定とのことであります。

続いて、図書館関係についてでございます。

歳出10款4項5目図書館費12節委託料のうち、エレベーター設置工事管理委託料、14節工事請負費は、図書館「こぴあ」にエレベーターを設置するもので、設置位置は駅の待合室の一角とのことです。

続いて、学校教育課関係でございます。

令和5年4月に「スマイル」内に開設予定の教育施設センターは、4月1日から1か月程度を準備期間とし、児童生徒の受け入れは5月の連休明けを予定しており、20名程度を受け入れできる体制とのことです。

続いて、文化財保護課関係でございます。

歳出10款4項10目文化財保護管理費12節委託料のうち、獅子ヶ鼻湿原保存活用計画策定事業委託料は、管理や活用に関する試験的な調査やモニタリング等を行うための委託料とのことです。

続いて、フェライト子ども科学館関係についてでございます。

歳入18款2項7目1節山崎科学教育活動振興基金繰入金は、屋根防水改修工事の実設計業務委託料とリニューアル業務委託料の財源で、リニューアル業務は5年サイクルで実施しているとの説明でした。

続いて、生涯学習課関係についてでございます。

歳入18款2項8目1節社会教育施設整備基金繰入金は、にかほ市社会教育施設整備基金条例の廃止に伴うものとのことです。

続いて、市民福祉部子育て支援課関係についてでございます。

歳出2款1項9目企画費12節委託料、子ども伴走プロジェクトPR委託料は、令和2年度から3か年計画でシティプロモーションとしてPRしてきた子ども伴走プロジェクトを、今後は現在策定中のシティプロモーション戦略にのっとり、SNS等を活用して情報発信していくものとの説明でした。

続いて、健康推進課関係でございます。

歳出4款1項2目母子保健事業費12節委託料のうち、男性HPVワクチン予防接種委託料は、令和5年度から新たにに取り組む男性のHPV任意接種に係る費用を計上するものとのことです。

続いて、長寿支援課関係でございます。

歳出3款1項5目介護保険事業費12節委託料のうち、介護保険システム分離構築委託料は、現在広域で稼働している介護保険システムを、にかほ市と由利本荘市それぞれに分離するものとのことです。

また、敬老式の開催につきましては、会場での飲食をしない形を計画しているとの説明でした。

続いて、地域包括センター関係でございます。

歳出3款1項4目地域支援事業費7節報償費のうち、地域介護予防活動支援事業謝礼は、新規事業として計画している介護予防ボランティアポイント事業では、ポイントがたまると1,000円分の地域共通商品券と交換することとしているとの説明でした。

続いて、福祉課関係でございます。

新規事業の重層的支援体制整備事業は、地域共生社会を実現するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備することが事業目的で、子どもや高齢者などの担当課や関係機関と連携しての取り組みで、令和5年度は移行準備事業とし、令和6年度からの本格実施を目指すとの説明でした。

報告は以上でございます。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。6番齋藤聡産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（6番齋藤聡君）登壇】

●産業建設小委員長（齋藤聡君） それでは、令和5年3月9日に当委員会に付託されました事件についての審査を終了しておりますので、ご報告いたします。

議案第23号令和4年度にかほ市一般会計補正予算(第15号)の所管に関する事項につきましては、全員の賛成をもって可決としております。

続きまして、議案第29号令和5年度にかほ市一般会計予算の所管に関する事項につきましては、賛成多数での可決と決しております。

審査の内容について若干ご報告いたします。

議案第23号令和4年度にかほ市一般会計補正予算(第15号)につきまして、商工政策課関係では、歳入16款2項1目財産収入1節土地売払収入727万7,000円のうち615万4,000円は、株式会社YMKの工場増設に伴い、近隣の金浦臨海工業団地の土地785.61平米を1平米当たり7,834円で同社に売却したものです。

続きまして、歳出です。7款1項3目地方創生費12節委託料1,100万円の減、同じく13節建物借上料20万円の減は、空き家を改修し、移住希望者や移住者の相談や交流、移住リエゾンの活動拠点として、駅から近い町中に、町屋風、かつ、駐車場を備えたものを整備しようとしていたが、該当する物件がなく、さらにリエゾンの活動状況も変化してきていることから、事業の再検討をするものとのことでした。

次に、観光課関係です。

歳出です。7款2項1目観光総務費12節委託料、デジタルサイネージ設置業務委託料550万円は、アウトドア拠点施設内ビジターセンターにアクティビティ情報、市内観光、イベント情報などを発信するためのコンテンツ製作と機器の設置業務委託料です。

ちなみに、デジタルサイネージとは、壁掛けのモニターに様々な情報・映像が流れ続けるものをイメージしていただけると分かりやすいかと思います。

同じく14節工事請負費、アウトドア拠点施設用地造成工事8,565万7,000円につきましては、造成工事の第2工区分として6,875万円、新たな駐車場2,552平米の舗装、区画線、照明灯2基、縁石工事等で3,700万円、耐震性貯水槽(防火水槽)工事で1,700万円となり、アウトドア拠点施設建設工事2,176万9,000円は、拠点に付随する外構部分としての植栽、屋内外表示物などの工事費用とのことでした。

今定例会初日にも説明がありましたが、本事業に係る増額補正は繰越明許の上、発注することとなり、当初予算に計上せずに補正対応とした理由については、国の令和4年度補正予算の前倒しによる活用により、地方創生拠点整備交付金の補助率2分の1、残り部分には100%起債充当可能で有利な財源確保のためとの説明がありました。

続きまして、象潟金浦B&G海洋センター関連です。

主に令和4年の大規模改修に伴い、8月12日から12月15日までの4か月間を閉館としたための利用料及び雑入の減額でしたが、会員券の有効期限について、休館した日数分の有効期限延長で対応したとのことでした。

続きまして、農林水産課関係です。

歳出6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金のうち、農業夢プラン応援事業補助金は、県予算では令和4年度から、市予算としては令和5年度から園芸と畜産に分割されているとのこと

です。

同じく産地生産基盤パワーアップ事業費補助金1億604万6,000円は、翌年度に繰り越すもので、秋田市に本社を置くJ s t y l e 合同会社が樋目野に輸出用米の乾燥調整施設を1棟整備する予定とのことです。国50%、それに市が5%のかさ上げを行います。採択、不採択は今後決定されることでした。

6款2項4目森林病害虫等防除対策事業費12節委託料35万4,000円の減額について、市で行っているナラ枯れ防除対策は、平成22年度に県が指定した守るべきナラ林、にかほ市においては栗山池公園と観音森の2か所で、樹幹注入による防除対策を行っているとのことです。

6款3項2目水産振興費18節負担金補助及び交付金のうち、種苗放流事業補助金については、アワビの種苗を平沢で2万7,500個、金浦で4万8,500個、象潟で8万8,000個、小砂川で2万個の計18万4,000個放流しているとのことです。

農村整備課関係です。

歳出6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金のうち、元気な中山間農業応援事業費補助金871万9,000円の減額について、元気な中山間農業応援事業費補助金は県単独の基金事業でしたが、令和4年度当初予算編成時に既に廃止となる方向で、県が同補助金と同条件での事業を起こす予定であるため、同条件での要望で取りまとめを行い、予算措置するようとのことでしたが、農林水産課所管の旧夢プラン事業に統一されたために要件に該当しない申請者が出てしまい、申請者へは事前に要件が変更になる可能性を伝えた上での取りまとめを行ったので理解は得られていることでした。

続きまして、議案第29号令和5年度にかほ市一般会計予算について、商工政策課関係です。

歳入です。14款2項4目商工費国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金817万5,000円は、にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく自治体の自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する経費について、補助率2分の1以内の国庫補助金であります。

続きまして、歳出7款1項2目商工振興費12節委託料、ワーケーション推進事業委託料1,635万円につきましては、令和3年度から4年度には地方創生推進交付金を活用してきましたが、令和5年度からはデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施されます。ワーケーションを活用した交流人口や関係人口の創出や、その延長線上に新たな企業立地や移住の促進を図るものとしております。令和5年度の事業としては、ワークショップやセミナーなどソフト事業が中心となることでした。

関連して、新産業支援センター関係では、歳入は存置としておりますが、歳出としては光熱費200万円、通信費43万4,000円、管理委託料294万1,000円等が計上されております。

観光課関係です。

歳出7款2項1目観光総務費12節委託2,328万7,000円のうち、竹嶋潟周辺などを会場にアウトドア体験塾の開催、eバイクを活用した旅行商品の造成、モニターツアーの実施を観光協会に委託し実施をしていくそうです。また、出張ネイガーとして、超神ネイガーに市外・県外のPR、インフルエンサーとしての情報発信などで活躍してもらうことでした。

14節工事請負費4,900万円のうち、はまなすの改修に関して、浴場などの状態確認について質問があり、今回の浴場内の間仕切りや鏡などの改修は、今年度より職員が施設を巡回し現状把握しており、優先順位をつけながら対応していくとの回答がありました。

スケートボードパークに関連いたしまして、7款3項2目公園管理費7節報償費の中のスケートパークオープニングイベント謝礼10万円では、来る4月8日土曜日の午後開放予定とのことで、プロのスケートボードライダーの方にパフォーマンス披露、実技指導を行っていただくそうです。

また、12節委託料7,946万2,000円は、保守維持管理のほか、令和5年度整備としてコンクリート舗装、4か所のセクション追加、トレーラーハウスを利用したトイレ備えつきの管理棟1棟の整備を計画しているそうです。

農林水産課関連です。

さきに齋藤進議員より当委員会に質疑通告がなされましたので、当局からの答弁を報告いたします。

議案第29号令和5年度にかほ市一般会計、農林水産課に関するものです。

質疑、6款1項1目畜産業費18節負担金補助及び交付金のうち、夢ある畜産経営ステップアップ支援事業補助金871万9,000円、令和5年度予算編成主要事業の概要、別表のP13、畜産農家に対する施設建設、草地改良等への補助金についての中の草地改良等への補助金について、7項目の質問がございました。

質疑7項目について、当局の答弁を報告いたします。

一つ目、現在、にかほ市に存在する公営、市営牧場牧草地の所在箇所と面積について及び質疑2、それぞれの施設で飼育されている頭数については、併せてお答えいたします。

まず、にかほ市に存在する放牧場ですが、現在、公営の放牧場は設置しておりません。私営の放牧場では、仁賀保高原に50haで110頭、横岡・上野山に40haで15頭、小砂川に20haで26頭となっております。牧草地としては、仁賀保高原に個人利用の分が169haで241頭、草地管理組合の利用が43haで128頭、本郷上の平に2.2haで7頭、西中ノ沢では2名の方が9.5haで62頭となっております。

質疑3について、今回提案されている事業を行う草地場所等についてお答えいたします。

夢ある畜産経営ステップアップ支援事業は、草地改良のほか、畜舎等の施設建設、優良な牛の導入・保有等に対する県の補助事業で、市ではかさ上げ助成を行っております。令和5年度での事業活用の要望調査を行った結果、1名の方が草地改良を行いたいと申ししており、場所は仁賀保高原の馬場字冬師山の5haです。

質疑4につきまして、補助金ですので負担割合が発生しますが、その額についてをお答えいたします。

令和5年度に草地改良を行う方は1名、5ha、事業費は税込みで251万5,150円となっております。これに対し、県の補助金、税抜き価格に対し補助率12分の4で76万2,000円、市の補助金、補助率12分の1で19万円、合わせて95万2,000円が補助金として交付されますので、自己負担は156万3,150円となります。

質疑の五つ目です。今回の草地改良等への補助金の重要性を考えると、県・市の補助金を除いた自己負担部分も公的資金で実施するべき事業であると思うが、公費負担による支援の考えについてお答えいたします。

補助率は、市・県合わせまして12分の5は補助金として交付されます。夢ある畜産経営ステップアップ支援事業において、草地改良以外の畜舎などの施設整備等も同じ補助率で、同じ県補助金である夢ある園芸産地創造事業においても、一部の振興作物以外の標準的な機械設備導入の補助率は合計で12分の5となっております。また、県では肥料や資材等値上がりしている社会経済情勢から、令和5年度には、草地改良の補助上限額を10a当たり1万円から10a当たり2万円に引き上げております。国の肥料価格高騰対策事業においても、肥料の値上がり幅の7割を補助し、市も15%のかさ上げ補助をしております。さらには、市単独の補助事業として、畜産農家を含む一次産業者全体の物価高騰対策として、所得に応じた経費に対する補助金を交付しております。夢ある産地経営ステップアップ支援事業のみならず、様々な方面からも支援しておりますので、県・市の補助金を除いた自己負担部分も公的資金で実施するという考えはありません。

質疑の6です。畜産業の発展のために今後も事業継続または事業の拡大を望みたいが、そのような可能性についてにお答えいたします。

夢ある畜産経営ステップアップ支援事業は、国の要綱で令和7年度までの事業とされております。そのため、令和8年度以降の補助事業は未定ですが、国や県では常にその時の状況を見極めた補助メニューや補助制度の見直しを行っております。本市としても、国・県の動向を注視しながら、支援を検討してまいります。

質疑の7です。昨年度の農林水産費の中の農業費、畜産業費を見てみると、同様の項目は確認できなかったが、継続の区分に該当しているのはどういう理由なのかについてお答えいたします。

夢ある畜産経営ステップアップ支援事業は、前身としての農業夢プラン応援事業があり、園芸部門と畜産部門の両方を補助対象としておりましたが、令和3年度で実施期間が終了となったものです。そして、新たに令和4年度から園芸部門が夢ある園芸産地創造事業として、畜産部門が夢ある畜産経営ステップアップ支援事業として継続されることとなりました。令和4年度当初予算編成時は、このような情報がなかったため、従来どおり6款1項3目の農業振興費に農業夢プラン応援事業として園芸・畜産合わせて予算措置しております。農業夢プラン応援事業から夢ある畜産経営ステップアップ支援事業へと名称が変更になりましたが、内容は同様のため、継続として区分したものであります。

以上、齋藤進議員の委員会質疑に対する答弁でございます。

では続きまして、歳出より6款1項3目農業振興費17節備品購入費790万円は、グリーンな栽培体系への転換サポート事業としてアイガモロボット6台、水田センサーと給水ゲート6セット、常用水田除草機1台を計上しており、アイガモロボット1基の定価は約55万円で、販売元は井関農機株式会社となります。令和7年度にはアイガモロボットを活用した営農モデルを構築しようという取り組みであり、構築された際には、活用したい農家を増やし、環境保全型スマート農業を普及させたいとの考えとのことでした。

6款2項1目林業総務費12節委託料のうち、秋田県水と緑の森づくり税事業として緩衝帯整備、松林被害木調査、伐倒処理の調査、伐倒処理費用が計上されております。景観向上対策として、枯れ松を三崎公園から順次北上して計画的に伐倒していくそうです。

6款3項2目水産振興費18節負担金補助及び交付金中の水産物販路拡大事業補助金のうち、漁業体験100万円についてご説明させていただきます。

漁業体験については、令和3年度、観光課において観光庁の予算を使っておりましたが、令和4年度は諸事情により実施できず、本当に担い手の確保につながっているのかという観点から、令和5年度より農林水産課で予算を計上し、事業を行うことになったとのことです。

続きまして、農村整備課関係です。

歳出6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金のグリーンツーリズム推進協議会補助金30万円は、コロナ禍により令和2年度より中止となっていました東京都港区の小学生交流事業です。令和5年度は、受け入れ地域の子どもの減少とコロナ禍による民泊の受け入れが難しくなったことから、旅館への宿泊と変更となっております。

続きまして、建設課関連です。

8款2項3目道路橋梁新設改良費について、12節委託料のうち象潟前川線の詳細設計業務委託料400万円について、ほ場整備の関係で変更の可能性があるものの、土地改良区や農林水産部と協議し、田んぼの面積を多くとれ、九十九島を避けたルートを計画しているとのことです。

橋梁点検委託料22か所、315万円につきましては、算定には4段階あり、3以上の判定で補修が必要となり、令和4年3月現在で市が管理する橋梁270余りのうち、3判定が39橋、4判定は1橋あり、これらの橋梁はいずれも改修の対象とのことです。

また、天ヶ町堺田2号線の歩道整備に1億円、象潟大竹線の道路改良工事費として2億8,000万円が計上しております。

5目除雪費では、例年どおり当初予算に会計年度任用職員報酬、リース料などがあがっておりますが、17節備品購入費として凍結防止剤散布車の車両更新で2,600万円、小型ロータリー除雪車2,900万円が計上されております。

金浦市民サービスセンター関連です。

歳出ですが、金浦庁舎は築38年を経過しており、令和5年度は改修に占めるものが増えております。

2款1項1目一般管理費14節工事請負費では、自動火災報知設備更新工事240万円は、38年経過しており、交換部品がないことから、万一に備えて更新するとのことです。

象潟金浦B&G海洋センター関連です。

歳出10款5項4目海洋センター管理費8節普通旅費中、B&G財団助成申請関連旅費19万2,000円については、金浦艇庫の多機能型建て替えなどの財源確保のために財団の担当者からのアドバイスや連絡を密にすることで、今後申請する財団の助成事業に採択されるための関連旅費とのことです。

スポーツ振興課関係です。

10款5項3目屋外施設管理費1節報酬398万9,000円のうち、スケートパーク管理人2名分に関連して、今後、スケートパークの管理運営についてはスポーツ振興課で行っていくというすり合わせをしているとのことです。

同じく14節工事請負費1,545万円のうち、仁賀保グリーンフィールド照明改修工事については、電気保守協会の点検により経年劣化等による変電設備等の設備不良が指摘され、昨年シーズン終了前に悪天候による漏電で使用できない状態が続いているとのことでした。

以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

所用のため、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

午前11時07分 休 憩

午前11時14分 再 開

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号に対して、佐々木正勝委員ほか2名から、お手元に配付のとおり、修正の動議が提出されております。

提出者の説明を求めます。佐々木正勝委員。

【3番（佐々木正勝君）登壇】

●3番（佐々木正勝君） 議案第29号令和5年度にかほ市一般会計予算に対する修正動議。

修正理由。本案は、今定例会に上程された、議案第8号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定に基づく、にかほ市議会議員の議員報酬の増額改定分及び当該改定に関する期末手当等の予算を減額するための予算の一部を修正しようとするものであります。

市内経済は、長引くコロナ禍の影響から少しずつ回復傾向にあると思いますが、いまだ本格回復には至ってなく、今は報酬引き上げ状況ではないと考え、議案第8号に反対の立場として、議案第29号令和5年度にかほ市一般会計予算に計上されている報酬引き上げ分を減額するため、一般会計予算に対する修正動議の提出といたしました。以上。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） ただいまの修正案について質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで議案第29号修正案の質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第23号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第15号）について討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。議案第23号の討論を終わります。

これから議案第23号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第15号）について採決を行います。この採決は起立によって行います。本案に対する各小委員長の報告は可決です。議案第23号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 起立全員です。したがって、議案第23号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前11時18分 休 憩

午前11時20分 再 開

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） それでは、引き続き会議を開きます。

次に、議案第29号令和5年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

議案第29号には修正案が提出されておりますので注意してください。

初めに、原案に賛成の者の発言を許します。発言ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 次に、修正案に賛成の者の発言を許します。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第29号に対する討論を終わります。

これから議案第29号令和5年度にかほ市一般会計予算について採決します。採決は起立によって

行います。本案に対する各小委員長の報告は可決です。

初めに、佐々木正勝委員ほか2人から提出された修正案について採決します。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。原案に賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 賛成多数です。したがって、議案第29号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会いたします。

午前11時23分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前11時26分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第4号にかほ市個人情報保護法施行条例制定についてから日程第35、議案第35号令和5年度にかほ市水道事業会計予算についてまでの議案32件及び日程第36、陳情第1号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書から日程第40、陳情第12号学校部活動の地域移行に関する陳情書までの陳情5件、計37件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。14番佐々木敏春総務常任委員長。

【総務常任委員長（14番佐々木敏春君）登壇】

●総務常任委員長（佐々木敏春君） それでは、令和5年3月9日、当委員会に付託されました事件について、審査を終了していますので報告いたします。

議案第4号にかほ市個人情報保護法施行条例制定について、議案第5号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号にかほ市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号にかほ市公契約基本条例制定について及び議案第10号にかほ市公共施設等総合管理基金条例制定については、いずれも全員の賛成で可決と決しております。

議案第8号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数で可決に決しています。

陳情第1号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書につきましては、賛成者なしで不採択に決しております。

審査の内容についてご報告いたします。

初めに、議案第4号についてであります。

個人情報保護制度の根拠法令が本年4月1日から改正法のもとに一元化され、改正法個人情報保護法に基づく運用が図られることとなります。このことから、にかほ市個人情報保護条例を廃止するとともに、にかほ市個人情報保護法施行条例を制定し、法律が必要とする事項を定めようとするもので、主な制定内容は、一つ目、開示請求に係る手数料は自費負担のみで徴収しない。二つ目、審議会への諮問内容を、①個人情報保護法施行条例の改廃、②個人情報の漏えい防止・安全管理措置の基準の規定、③個人情報の取り扱いに関する運営上の細則、の三つに定めるとの説明であります。一方、要配慮個人情報につきましては、地域の特性その他の事情に応じて条例要配慮個人情報として条例に設けることができるとされているが、本市においては地域の特性が認められないことから、条例には規定しないとの説明であります。

にかほ市情報公開個人情報保護審査会からは、2月17日制定案についての了承を得ており、罰則規定が伴う条例制定になるため、内容について秋田地方検察庁との協議を済ませているとの説明で

あります。

委員からは、地域の特性が認められないため条例要配慮個人情報として規定しないとのことだが、地域の特性とは何かとの質問がありました。

これに対し、地域の特性とは、特定の地域の出身である事実、L B G Tや生活保護に関する事項などに対し、特段の配慮が必要となるような特性がにかほ市においては認められないこととの答弁であります。

にかほ市情報公開個人情報保護審査会は従来と変わらないのかとの質問に対し、同審査会規定に定められたとおりの取り扱いになるので、従前のおりとの答弁であります。

議案第5号であります。

改正個人情報保護法における実施機関の位置づけに消防庁が明記されたことから、にかほ市情報公開条例の一部を改正するとして消防庁を加えるとともに、個人情報保護法施行条例の制定案になり、手数料は請求せず、実費負担とすることを定めるものとの説明であります。

これに対する質疑はありませんでした。

議案第6号です。

にかほ市職員手当における消防職員数について、消防力の整備という観点から説明がありました。

にかほ市における消防力は、消防署の設置基準1に対し充足率100%、消防車両等の現有数では、指令車1台、救助工作車1台、消防ポンプ車3台、化学消防車1台で、それぞれ充足率100%、救急車は基準2台に対して3台を現有しており、充足率150%の状況にある。一方、これら車両等に配置される人員数は104人で、これとは別に消防本部の人員、通信指令の配置が求められ、これらを合計すると126名の消防吏員が必要となり、現有65人に対し、整備指針が示す水準から61名不足している状況にあるとの説明です。このことから総合的な計画と整備が必要とされているが、現状で不足する部署や隊に増員を絞り込んだ結果、最低必要人員は6名増の71名となったものとの説明であります。

委員からは、これまで人員のやりくりが大変だと話を聞いていたが、126人が必要とされるに対して65人から6人増やすことで職員の負担は減るのか。あるいは、逼迫した体制であれば採用計画が重要となるが、今後の採用計画はどのようになっているのかなどの質問が出されています。

答弁としては、いっきに採用すると年齢の偏りなど後々弊害が出てくることになる。今後数年かけて採用する計画で、令和6年度2人、7年度1人、8年度3人を見込んでいるとの答弁であります。

議案第7号です。定年前に退職する意思を有する職員の募集に関する条例、いわゆる早期退職者募集制度に関する条例の改正であります。

現行では募集を行うことができる職員の年齢を45歳以上に定められていますが、65歳定年延長後も引き続き45歳以上を募集対象とするため、「定年から15年を減じた」年齢以上を「定年から20年を減じた」に改正するもので、附則において65歳定年に至るまでの経過措置を講じることで、45歳以上の募集対象年齢を継続させるとの説明であります。

議案第5号に対する質疑はありませんでした。

議案第8号です。

議員報酬改定の諮問に至る経緯と、にかほ市特別職等報酬審議会における審議内容について説明がありました。

本市の議員報酬は、県内13市の中でも最も低水準であり、人口規模などが近い類似自治体と比較しても格差が大きい状況にあることに加え、昨年5月から議員定数が2名削減され16となった現状を踏まえ、議員報酬を改定すべきとの判断に至ったもので、昨年12月、特別職報酬等審議会に対し、議員報酬引き上げの改定案を諮問することになったとの説明であります。

審議は昨年12月21日と今年1月17日の2回にわたり開催され、市長が諮問した報酬の額を適当とし、施行期日を令和5年4月1日が適当であるとの答申がなされており、答申には、「議員活動について、今後さらに市民の多様な意見を的確に把握し、積極的な政策提案、政策立案などを行うよう努めることを望む」との付帯意見が添えられたとの説明であります。

委員からの、審議会委員は市内の公共団体の代表者が7名、公募の市民が2人となっているが、2人以外に応募はあったのかとの質問に対し、広報で募集したところ、応募があったのは2名だけだったとの答弁であります。

諮問内容はどのようなものだったのかとの質問がありました。

これに対して、諮問した改定案の考え方として答弁がありました。過去の審議会において、報酬の引き上げが議員定数の削減とともに行うべきという提言が複数回あった。国が示している基準には、他の地方公共団体の均衡に配慮すべきとしており、県内13市中、最低水準の報酬額の妥当性に疑問が残る。コロナ禍の影響は残るものの、回復傾向にあることから改定額の提出を行った。引き上げ幅は、コロナの影響が完全になくなったわけではないことを考慮し、定数18人の報酬総額を上回らない範囲で8%改定としたとの答弁であります。

経済情勢を勘案した上で報酬引き上げ率の限度はどのくらいかとの質問に対し、現行基準に引き上げられた前回は、定額3万円、12.4%の引き上げ率、平成20年3月議会で引き上げ額が可決され、数か月支給された後、市民による署名運動で条例改正請求がなされ、その年の12月定例会で改定前の額に戻すことになった引き上げ額は、定額6万9,000円との答弁であります。

国は、他の地方団体との均衡に配慮すべきとの基準を示しているが、今回は8%アップという提案である。近隣自治体との均衡を図っていくという観点からすると、今後、審査会の諮問はどうあるべきと考えているのかとの質問です。

秋田市と本市を除く県内11市の平均議員報酬月額が36万2,500円という数値になるが、他自治体との均衡という観点からすると、改定後の報酬でもまだまだ大きな格差があり、議論の余地があるものと捉えている。市としては、そのことを認識した上で検討していくとの答弁であります。

審議会において、議員の活動が見えないとの意見が多く出ているようだが、議会全体を指しているのか、議員個人を指しているのかについて、議会活動については、議会のライブ配信や広報発行など情報の見える化がなされているとの意見だが、議員個々の活動となったときに、地域との接点が少なく、議員活動以外にどのような活動をしているのか、なかなか見えてこないという意見が多かったとの答弁であります。

令和5年4月1日施行に関して、実施時期について審議会では議論されたのか。また、4月1日の根拠はどこから来ているのかとの質問です。

諮問書には改定の開始時期を明記されてなく、審議もされなかったが、答申をまとめる段階で、令和5年4月1日とすることで審議会の総意としてまとめられたもので、異議もなかったとの答弁であります。

反対、賛成それぞれ1名の討論がありましたので、概要を報告いたします。

反対討論です。議員報酬引き上げは必要と考えるが、物価高など今の社会情勢や地域経済の悪化が見られる現状では、報酬引き上げを今しばらく我慢すべきとする趣旨の討論でありました。

賛成討論です。本市における議員報酬は、国が基準として示す他自治体との均衡にはほど遠く、近年その格差が広がっている状況にある。この状況は、今後、若い世代の政治参加の芽をそぐことにもなりかねず、ある程度の均衡ある報酬レベルを確保していく必要がある。次の改選に向け、県内自治体との均衡を図るための第一のステップと捉え、今回の報酬引き上げに賛成するとの討論でありました。

次に、議案第9号です。にかほ市公契約基本条例制定について。

条例案の主な内容、公契約条項の全国における制定状況、条例制定を提案するに至った理由について説明がありました。

また、このたびの条例制定は、基本方針、市の責務、事業者の責務、契約方法、価格の積算等を定めた理念条例の提案になるとのことで、賃金条項については、2009年2月の国会質疑の中で、賃金条項について地域別最低賃金額を上回る独自の最低賃金を条例に制定することは可能かという質問に対して、当時の内閣総理大臣から、地域別最低賃金の趣旨に反するもので、これを制定することが地方自治法第14条第1項に違反するものであるとの答弁がなされており、実質的に雇用契約の内容に自治体が介入するもので、最低賃金法に抵触し、違憲の疑いがあるという解釈がある以上、賃金条項に関しては、さらなる研究精査が必要と判断し、このたびは理念条項の理念型の基本条例としたとの説明であります。

議案第10号です。

にかほ市公共施設等総合管理基金条例についての説明に対し、基金として積み立てる額の基準、あるいは基金の目標額等について質問がありましたが、現時点で具体的な金額までは検討していない。施設床面積の30%削減の目標に向け検討していく段階。あるいは、施設の集約・合理化を検討し、適切な維持管理ができるよう長寿化を図るなど、基金積み立てをはじめ、具体的な取り組みはこれからという趣旨の答弁でありました。

陳情第1号であります。

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書についての審議内容であります。

インボイス制度は、本年10月からの導入が決定され、事業者登録の受付が既に開始されている状況にある。消費税制度を公平・適正化する観点からも不採択すべきと考える。陳情書に「事業者にとって消費税負担を強いることになる」との表現があるが、消費税は消費者が負担しているもので、この表現だと、お客様から消費税をもらわず、事業者が自分で負担するということになるような誤

解を生む。制度導入は今、急に出てきたものではなく、これまで何年も話し合われて周知・準備され、今に至っているもので、ここまで来て云々するべきではない等の意見が出されています。

制度導入を延期すべき、あるいは陳情を採択すべき旨の意見はありませんでした。

報告は以上であります。

●議長（宮崎信一君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

昼食のため、午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時48分 休 憩

午後1時00分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番佐藤直哉教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（12番佐藤直哉君）登壇】

●教育民生常任委員長（佐藤直哉君） 去る3月9日に当委員会に付託となりました事件につきまして、審査の結果をご報告いたします。

議案第13号にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号にかほ市斎場条例の一部を改正する条例制定について、議案第24号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について、議案第25号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について、議案第30号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、議案第31号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、議案第32号令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての議案11件につきましては、いずれも全員の賛成により可決と決しております。

陳情第2号消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書は、全員の賛成により採択と決しております。

また、継続審査となっております、陳情第12号学校部活動の地域移行に関する陳情書は、全員の賛成により趣旨採択と決しております。

審査の経過につきまして若干ご報告いたします。

初めに、議案第13号についてでございます。

この条例改正は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、関係条文の引用箇所を改正しようとするものです。

次に、議案第14号についてでございます。

この条例改正は、子ども・子育て支援法と学校教育法の改正に伴い、関係条文の引用箇所を改正しようとするものです。また、国が定める基準の改正に伴い、関係条文を削除するものです。

次に、議案第15号及び議案第16号についてでございます。

この条例改正は、国が定める基準の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第17号についてでございます。

この条例改正は、現行では限度額42万円であった出産育児一時金を、改正後は限度額50万円に増額するものです。

次に、議案第18号についてでございます。

この条例改正は、象潟斎場の動物炉の使用料金について、現行のにかほ市民4,000円、にかほ市民以外1万円から、改正後は、にかほ市内5,000円、にかほ市民以外2万5,000円とするものです。

次に、議案第24号についてでございます。

歳入1款1項1目国民健康保険診療報酬収入の増額は、発熱外来等の実施に伴い、患者数が増加したためとのことです。

次に、陳情第12号についてでございます。

継続審査としておりましたが、パブリックコメント募集を経て、国のガイドラインにこの陳情の内容が概ね反映されていることから、趣旨採択と決したものです。

報告は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番齋藤聡産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（6番齋藤聡君）登壇】

●産業建設常任委員長（齋藤聡君） それでは、去る令和5年3月9日、当委員会に付託されました事件につきまして、審査が終了しておりますのでご報告いたします。

当委員会に付託されました、議案第11号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定について、議案第19号にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定について、議案第20号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第21号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第22号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについては、全員の賛成で可決と

決しております。

次に、議案第26号令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第27号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第28号令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）については、いずれも全員の賛成で可決と決しております。

続きまして、議案第33号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について、議案第34号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第35号令和5年度にかほ市水道事業会計予算については、いずれも全員の賛成で可決と決しております。

次に、陳情第4号及び陳情第5号の陳情書については、全員の賛成により採択と決しております。審査の内容を若干ご報告いたします。

初めに、議案第11号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定については、関連いたしますので併せてご報告いたします。

旧上郷小学校整備事業における改修工事に区切りがついたことから、令和4年11月にサウンディング調査が行われております。サウンディング調査とは、公共施設や公共用地の活用方法の検討に当たって広く民間事業者から意見や提案を求め、事前対話を通じて事業成立の可否の判断や市場性の有無、事業者がより参加しやすい公募条件の設定を把握するために行われるものです。この調査により、事業者側から敷地全体を利用した運営を希望している状況が確認され、このたびグラウンドとプールを用途廃止するとのことです。

委員からは、地元の理解についての質疑があり、昨年末より3回ほど、地区総会、行政懇談会などの場で説明し、理解は得ていると思うとのことでした。

続きまして、議案第19号にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定については、新たな業態の企業が増えていること、柔軟な働き方が進んでおり、これに対応した受け皿が必要であることから設置するものであり、これまでは一棟貸しをしていたが、三つのサテライトオフィスやミーティングルーム、シェアオフィスを併設しており、本会議初日でも説明がありましたが、本施設の愛称は「しまのま」です。当初、指定管理や委託も検討しておりましたが、施設の規模等を勘案し、直営することとし、使用許可年数は5年ではありますが、成果などから、その後の更新の可否については市長が判断するものであるとのことでした。

議案第20号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第21号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第22号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての3件につきましては、特に質疑はございませんでした。

続きまして、議案第26号令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、繰越明許費1款1項総務管理費の処理施設等修繕工事1,769万9,000円と、2款1項下水道事業費の公共下水道工事6,358万7,000円は、必要資材の調達に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越すとのことです。

議案第27号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、また、

議案第28号令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）については、特に質疑はございませんでした。

続きまして、議案第33号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算については、1款1項2目管渠管理費12節委託料5,400万円のうち、中継ポンプ場、マンホールポンプ場維持管理業務委託4,953万円について、業務委託が4月分と5月から3月分に別々計上されている件につきまして、中継ポンプ場、マンホール維持管理業務契約は、5月から4月の長期契約となっているため、年度ごとに別々の契約になり、契約準備期間を確保するために年度初めを避け、5月から契約開始にした結果とのことでした。可能であれば、来年度より4月からの契約を行いたいとのことです。

次に、議案第34号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算については、歳出2款1項公債費1目元金及び2目利子について、償還金は令和3年度までの借り入れに対するものと令和4年の分を見込んでおり、償還分の利率については、令和4年度分は利率上昇を見込んで1.5%としているとのことでした。

次に、議案第35号令和5年度にかほ市水道事業会計予算については、給水量の減少について、給水戸数は増加しているが、各戸での節水機器の設置などにより給水量の減少が考えられるとのことでした。

支出におきまして、1款1項1目原水及び浄水費27節動力費5,380万円は、電気料の高騰により、54.6%、約1,900万円増となっており、また、1款1項5目総係費4節報酬には、公営企業運営審議会委員報酬として10名3回分が計上されております。令和5年中の料金改定に向けて審議していただくとのことです。

最後に、陳情第4号、陳情第5号につきましては、内容が酷似しているため一括で審議を行い、委員からは、労働者の生活を守るための引き上げと経営が継続できるような中小零細企業への支援は必要だとの意見が相次ぎ、採択となりましたことをご報告いたします。

以上、産業建設常任委員会に付託されました事件の審査結果及び内容について報告を終わります。

●議長（宮崎信一君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。16番伊藤竹文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（16番伊藤竹文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 令和5年3月9日、一般会計予算特別委員会に付託されました、議案第23号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第15号）について及び議案第29号令和5年度にかほ市一般会計予算について、2件の審査が終わりましたのでご報告いたします。

議案第23号は、全員の賛成により可決と決しております。

議案第29号については、予算案中、議員報酬の増額改定部分及び当該改定に関連の部分の減額する修正案が提出されました。採決の結果、修正案は賛成少数で否決され、原案について賛成多数に

より可決と決しております。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第4号にかほ市個人情報保護法施行条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第4号の討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

本案に対して討論通告がありますので発言を許します。

初めに、原案に反対者の発言を許します。3番佐々木正勝議員。

【3番（佐々木正勝君）登壇】

●3番（佐々木正勝君） 議案第8号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場として一言述べさせていただきます。

議案第8号は、にかほ市特別職報酬等審議会での2回の審議において、議員報酬が平成27年以来据え置かれていること、近隣各市との均衡を配慮等々の意見を集約し、「議員の活動について、今後さらに市民の多様な意見を的確に把握し、積極的な政策提案、政策立案などを行うよう努めることを望む」と付帯意見を添えて、報酬審議会委員の賛成多数で報酬の引き上げが答申され、それに基づいての条例制定の提案となっております。

この答申については、報酬審議会委員による私たち議員に対する叱咤激励をいただいたと受け止め、ありがたく思っております。私としては、議員報酬引き上げは必要とする考えです。ただ、今回の引き上げに関しては、海外の経済、物価動向、今後のウクライナ情勢の展開や資源価格の動向、内外の感染症の動向やその影響など、国、県、市の経済をめぐる不確実性は極めて高いのと、地域の経済情勢が本格回復していない現状では、報酬引き上げを今しばらく辛抱するのが我々議員に求められる判断ではないかと思っております。

市長が施政報告で述べられた市内経済状況については、昨年の景況調査からD I値がマイナスの業種も発生、全体として前回調査から一転後退傾向が強まっている。業種別でも悪化傾向、製造業ではD I値が大幅な悪化が見られ、今後の見通しについて不安視の声があり、景況の変化に注視していくと述べている。昨年7月以降の前年比較で悪化とする回答が多く、長引くコロナ禍の影響からは少しずつ回復傾向にあると思いますが、いまだ本格回復には至っていません。景気回復が予断を許さない状況にあることも否めない事実であります。今年1月以降の景況が気になるところです。

私は、景気動向が好転と判断できる状況及び市民生活が向上する中でその引き上げをするということならば反対するものではありません。しかし、報酬審議会委員会では、コロナウイルスや原材料費高騰、物価高騰の影響による社会経済状況なども加味した報酬アップ実施時期の議論もあって

しかるべきであったと考えます。

現行の報酬月額、平成27年4月に議員定数20人での適用で、その後、平成30年5月から18人に、そして昨年5月からは16人に削減となっており、現在は平成27年時の定数と比べ4名の削減となっています。今回の第8次審議会報酬アップの審議に際し、18人当時の報酬総額を上回らない範囲での引き上げ案として作成した改定案を提示しているが、20人当時の報酬額を上回らない範囲とする金額設定も審議いただければよかったのかなとも思っております。

また、平成27年1月に行われた審議会の答申書に、「議員報酬は、3年以内をめどに県内の類似団体の報酬30万円程度に引き上げるのが望ましい」の答申に当たっての意見が付記されています。今回の審議会の冒頭では、付記内容はそのまま市議会やそれ以降の審議会に反映されるものではないが、今後開催される審議会には確実に伝えるということを説明されておりますので、付記意見や議員報酬のあるべき額についてもさらに議論を深めていただきたかったと思います。今回の審議では、付記についての議論はなかったようでしたが、それについても知りたいところです。

以上述べましたが、議案第8号について、市内の経済状況は回復傾向にあると思うが、いまだ本格回復には至っていない、報酬引き上げ状況でないと考え、反対とさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番齋藤雄史議員。

【5番（齋藤雄史君）登壇】

●5番（齋藤雄史君） 議案第8号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場から討論させていただきます。

本市の議員定数は、市町村合併後の平成18年の改選で24名、報酬は合併時の旧3町最高額であった旧仁賀保町の議員で22万円の額を引き継ぎ、新たな報酬額は合併後に定めるとされています。平成20年には議員定数が4名減の20名となり、報酬は39%の引き上げ額が修正され、約30%の引き上げが可決されるも、これに反対する住民運動が起こり、報酬額は振り出しに戻るなどの紆余曲折を経ました。平成27年の第5回目となる報酬等審議会では3万円、12.4%の引き上げで、議員で25万円とし、当審議会からは付記として、3年以内をめどに県内の類似団体の報酬30万円程度に引き上げるのが望ましいと示されています。その後も議員自らが身を削るべきであるとして、県内自治体などとの均衡や社会経済状況に鑑み、積極的な定数削減を行ってきており、議員定数は合併後の24名から平成30年の改選定数は18名、令和4年の改定定数を16名とし、改選期ごとに各2名ずつ、計8名の削減をするも、定数削減のみが先行している状況にあります。この間、報酬額は3万円の引き上げにとどまっており、このような状況では、国の基準で示すほかの自治体との均衡（県内自治体の平均）にはほど遠い現状で、近年さらにその格差が広がってきている状況にあります。この状況は、今後、若い世代の政治への挑戦の芽をそぐことにもなりかねず、ある程度の報酬額（県内市町村の平均報酬額30万円）を確保することは、議員個々の自覚と士気の高揚、にかほ市議会議員であることへの誇りを持ち、議会全体の機能向上にもつながるものと考えます。報酬額の改定に当たっては、その時々社会経済動向の考慮も重要ではありますが、現段階では、報酬額の引き上げにより市民生活及び市の財政に大きな影響を及ぼすものではないと考えます。

このことから、次回改選期に向けて県内自治体との均衡を図るためにも、真剣に検討すべきこ

とであり、今の我々にはその土壌環境づくりに取り組む必要があるものと考えます。

今回の報酬額改定案の答申をいただいた報酬等審議委員会の委員の皆様には、敬意を表しますとともに、今後に向けた第一段階と捉えるべきと考え、議案第8号に賛成するものであります。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。13番佐々木春男議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 議案第8号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から発言いたします。

失われた30年という言葉の内実は、労働者に非正規雇用と低賃金を広げ、その人件費削減の上に資本が市場空前の利潤を築くというものでした。市内の事業者、働く人々の生活にも大きな影響を与えていることは言うまでもありません。また、年金受給者の皆さんは、削減された年金の受給を余儀なくされています。そんな状況の中での物価高騰です。市民の方々の暮らしは縮小せざるを得ないという毎日です。そんな時期に、市議の報酬が県内一番低いといえども自らの報酬を自ら上げるというのは、市民の皆さんに寄り添った考えではないと考えます。

よって、反対の意を表明し、討論といたします。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第8号に対する討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号にかほ市公契約基本条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第10号にかほ市公共施設等総合管理基金条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第11号の討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第12号の討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第13号の討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第14号にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第14号の討論を終わります。
これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第15号の討論を終わります。
これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第16号の討論を終わります。
これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第17号の討論を終わります。
これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号にかほ市斎場条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第18号の討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第19号の討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第20号の討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第21号の討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第22号の討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第15号）についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第23号に対する討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第24号の討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第25号の討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第27号の討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第28号の討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和5年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

本案に関して討論通告がありますので発言を許します。

初めに、原案に反対者の発言を許します。13番佐々木春男議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 議案第29号令和5年度にかほ市一般会計予算に反対の立場から発言いたします。

一般会計予算には、子育て支援はじめ、市民の健康増進、障がい者に対する対応、高齢者向け予

算など、市長の市民に目を向けた政治姿勢を感じさせるものであります。しかし、議員報酬アップ予算については賛成できません。市民の暮らしが低賃金、年金削減のもと、物価高騰で混乱しているときに議員の報酬アップを自ら決めるということは、市民の理解を得られるものではないと考えます。

よって、反対の意を表明し、討論といたします。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第29号に対する討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第31号の討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第32号令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号令和5年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第37号監査委員の選任についての質疑を行います。

本件については、15番森鉄也議員が地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますので、退場を求めます。

【15番（森鉄也君）退場】

●議長（宮崎信一君） 議案第37号について質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第37号の質疑を終わります。

これから議案第37号監査委員の選任について、討論、採決を行います。

本議案は人事案件ですので、申し合わせにより討論を省略し、採決を行います。

これから議案第37号を採決します。この採決は無記名投票によって行います。

議場を閉鎖します。

【議場閉鎖】

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番齋藤雄史議員、6番齋藤聡議員、8番齋藤進議員を指名します。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

●議長（宮崎信一君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。

なお、無記名投票においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

【投票箱点検】

●議長（宮崎信一君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票してください。

【点呼に応じ各員投票】

●議長（宮崎信一君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。5番齋藤雄史議員、6番齋藤聡議員、8番齋藤進議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人齋藤雄史君、齋藤聡君、齋藤進君立ち会いの上、開票】

●議長（宮崎信一君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成13票、反対0票。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第37号監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

15番森鉄也議員の復席を求めます。

【議場閉鎖を解く】

【15番（森鉄也君）入場】

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員に申し上げます。ただいま議案第37号は同意することに決定しましたので、議長席前の演壇においてご挨拶をお願いいたします。

【15番（森鉄也君）登壇】

●15番（森鉄也君） ただいまは、皆様のご賛同をいただき、にかほ市監査委員に任命されますこと、誠に光栄に感じますが、一方で非常に責任の重さを痛感しております。

今、行政需要が多様化している中にありまして、監査業務もなお一層の公正性、あるいは的確性が求められていると思います。代表監査委員のお力も借りながら、そして皆様方のご指導、ご鞭撻もいただきながら職務に専念してまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

●議長（宮崎信一君） 所用のため、暫時休憩します。再開を2時10分といたします。

午後2時05分 休 憩

午後2時10分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第38号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第38号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第38号に対する討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第1号の討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本件は原案についてお諮りします。陳情第1号は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は、不採択することに決定しました。

次に、陳情第2号消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第2号の討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第4号の討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第5号最低賃金の改善にあたり「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第5号の討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長

の報告は採択です。陳情第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第12号学校部活動の地域移行に関する陳情書の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第12号の討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。陳情第12号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

日程第41、議提第1号特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を議題とします。

初めに、議提第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。12番佐藤直哉議員。

【12番（佐藤直哉君）登壇】

●12番（佐藤直哉君） 議提第1号特定商取引法の抜本的改正を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月20日提出。

にかほ市議会議長 様。

提出者、にかほ市議会議員 佐藤直哉。

賛成者、にかほ市議会議員 齋藤進、同じく佐々木春男、同じく小川正文。

意見書案の内容は別紙に記載のとおりです。

意見書提出先は、内閣総理大臣、衆参両議長、内閣府特命担当大臣です。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから議提第1号についての質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議提第1号についての質疑を終わります。

これから議提第1号特定商取引法の抜本的改正を求める意見書についての討論、採決を行います。

初めに、議提第1号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第1号の討論を終わります。

これから議提第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第1号は、原案のとおり可決されました。日程第42、議提第2号最低賃金の改善を求める意見書を議題とします。初めに、議提第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。6番齋藤聡議員。

【6番（齋藤聡君）登壇】

- 6番（齋藤聡君） それでは、議提第2号最低賃金の改善を求める意見書。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。令和5年3月20日提出。にかほ市議会議長 様。提出者、にかほ市議会議員 齋藤聡。賛成者、にかほ市議会議員 佐々木孝二、同じく齋藤光春、同じく佐々木平嗣、同じく伊藤竹文であります。意見書案については、皆様にご配付のとおりとなっております。提出先については、内閣総理大臣様及び厚生労働大臣様宛てでございます。以上です。

- 議長（宮崎信一君） これから議提第2号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議提第2号についての質疑を終わります。これから議提第2号最低賃金の改善を求める意見書についての討論、採決を行います。初めに、議提第2号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第2号の討論を終わります。これから議提第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第2号は、原案のとおり可決されました。日程第43、議提第3号にかほ市議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題とします。初めに、議提第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。15番森鉄也議員。

【15番（森鉄也君）登壇】

- 15番（森鉄也君） 議提第3号にかほ市議会の個人情報の保護に関する条例制定についてであります。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。令和5年3月20日提出。にかほ市議会議長 様。提出者、にかほ市議会議員 森鉄也。賛成者、にかほ市議会議員 佐々木孝二、同じく齋藤光春、同じく小川正文、同じく佐々木春男、

同じく佐々木敏春でございます。

本条例の制定に至った背景でございますが、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正となったことに伴い、地方議会は、この個人情報保護法の対象外とされております。また、地方議会は、市の個人情報保護条例の規定から除外されることから、本市議会として新たに、にかほ市議会の個人情報保護に関する条例を制定し、個人情報の取り扱いについて市と同様の規定を適用しようとするものであります。

主な制定内容は、市と同様、これまでは死者の情報も個人情報に定義されていましたが、原則、生存する個人に限定する。開示請求等の手数料は無料とする。ただし、写しの交付に要する費用を実費負担とする。審査請求や個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要がある場合は、市の情報公開個人情報保護審査会に諮問することができることとするなどであります。

本条例案につきましては、パブリックコメントの実施や、罰則関係条文の協議のため、秋田地方検察庁との協議などを経まして準備を進めてきたところでございます。

また、条例案の趣旨・内容等につきましては、本定例会に上程できるよう、これまで議会運営委員会、全員協議会の場などでの報告、質問などを受けてきております。皆様のご理解をいただいているものと思っておりますので、よろしくお願いたします。

提案説明は以上であります。

●議長（宮崎信一君） これから議提第3号についての質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議提第3号についての質疑を終わります。

これから議提第3号にかほ市議会の個人情報の保護に関する条例制定についての討論、採決を行います。

初めに、議提第3号の討論を行います。討論ありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第3号の討論を終わります。

これから議提第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第44、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後2時24分 閉 会
